

農地法第4条第1項第7号、第5条第1項第6号届出書 添付書類一覧

【1】添付書類（必須）

- (1) 届出地の登記事項証明書（全部事項証明書、3か月以内）（原本1通）
- 届出地の相続権者が未登記の場合
届出者が真正な権利者であることが確認できる書類
 - ・遺産分割協議なし（戸籍謄本、住民票、相続関係図等）（原本1通）
 - ・遺産分割協議済み（遺産分割協議書類一式（戸籍謄本、印鑑証明書等）、相続関係図等）（1通）
 - 土地所有者の現住所と登記事項証明書の所有者の住所が異なる場合
住所のつながりが確認できる書類（戸籍の附票等）（原本1通）
- (2) 市街地図（届出地の位置を図示）（1通）
- (3) 届出地及び付近の地番を表示する図面（地籍図）（1通）
- ※法務局の証明がないものには、余白に取得日、取得方法を記入し、
取得者が記名押印すること。
- (4) 計画図（縮尺1/100～1/500程度）（1通）
- 建物がある場合（面積、位置及び施設間の距離を表示、排水施設等）
 - 駐車場の場合（区画及び番号、排水施設、よう壁の断面図等）
 - 資材置場の場合（資材の種類ごとに実測の入った配置図、排水施設、よう壁の断面図等）

【2】事例に応じて必要な添付書類

- (1) 転用目的に係る事業が他の法令等に基づく許認可を要する場合
- 開発許可事案
〔第4条届出の場合〕都市計画法第29条による事前協議書の写し
〔第5条届出の場合〕都市計画法第29条による開発許可書の写し
（「開発区域に含まれる地域の名称一覧表」の写しも添付）（1通）
※届出人は、開発許可を受ける者となります。
 - 3000㎡以上で開発行為非該当は「開発行為に該当しない旨の証明」（1通）
 - 転用に当たり、他に必要な許認可等がないか確認してください。
- (2) 届出地に賃借権（旧小作権）が設定されている場合（1通）
- ・農地法第18条第6項の規定による解約の通知書の写し
- (3) 転用区域内に公用の道水路を包含している場合（1通）
- ・公用廃止及び払下げ手続等を了している事を証する書類
- (4) その他
- 〔区画整理中の農地転用の場合〕
仮換地指定通知、仮換地指定調書、仮換地指定図、位置図、
仮換地使用収益開始日の通知又は仮換地使用許可書（各1通）
 - 〔一時転用の場合〕
 - ・一時転用計画書（指定用紙あり）（1通）
 - ・土地貸借契約書の写し（1通）

※届出地が土地改良区域内にある場合は、土地改良法の規定により別途手続が必要ですので、改良区と調整してください。（土地改良区）